

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
松山総合支所	8月31日	9月30日～ 11月25日	10月22日
平田総合支所	8月31日	9月30日～ 11月25日	10月23日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

松山総合支所

【注意事項】

【契約】

○契約書に必要事項の記載不備があったもの

松山生涯スポーツ振興事業業務は個人情報を取り扱う業務のため、本来、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めなければならないが、定めていなかった。

令和5年4月からの個人情報保護法の改正に伴い、酒田市個人情報の管理に関する規程第36条の規定による、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に契約書に記載が必要になる事項については契約検査課で周知をしている。契約検査課作成のチェックリストでは、「個人情報を取り扱う業務の場合は、契約書に個人情報に関する事項を盛り込む必要があります。『契約書別記個人情報の取扱いに関する特記事項』の添付でも可」と通知している。

今後は適切に契約事務手続を行うこと。

平田総合支所

【注意事項】

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【対象の契約書】

- ・筋力トレーニング器具保守点検業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・筋力トレーニング器具利用講習会事務業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・ひらたタウンセンター筋トレマシン新規増設賃貸借（R6.4.1～R7.3.31）
- ・筋力トレーニングマシン増設賃貸借（R6.4.1～R7.3.31）
- ・ラポート賃貸借【再リース】（R6.4.1～R7.3.31）
- ・セノーラポートLXE1200 賃貸借（新規）【長期継続契約】（R6.4.1～R11.3.31）

5 意見

平田総合支所

【事務事業】

○業務委託点検結果への対応について

自家用電気工作物保安管理業務委託（ひらたタウンセンター・B&G）保安結果では、足元照明器具のカバーが破損し器具本体の故障となるため、改修するよう指摘されている。また、筋力トレーニング器具保守点検業務委託の点検結果では、器具の老朽化、劣化が進み、破損につながる可能性があること、修理も困難なため、機種を更新を検討するよう報告されている。

万が一事故が起きた場合、市または職員の管理責任が問われることがあるため、点検結果も含めて適切な対応をしていただきたい。